

2011 年度税制改正大綱の閣議決定について（声明）

政府は去る 16 日、2011 年度税制改正大綱を閣議決定しました。大綱は、庶民の苦しみをよそに財源不足の中、社会保障費は削減する一方で大企業のみを優遇する法人実効税率 5 %の引き下げを強行するものであり、到底容認できるものではありません。

米倉日本経団連会長等財界代表は、14 日の菅首相との会談で実効税率引き下げに見合う投資拡大と雇用増の約束を拒否しています。これは、菅内閣が掲げる「法人税減税による経済成長」の虚構を暴露するものです。また、財源の裏づけのない法人実効税率引き下げは、消費税増税を先食いするものであり、断じて許すことができません。

昨年の年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮小に続く成年扶養控除廃止など、所得税・個人住民税の所得控除の廃止は、扶養控除の廃止にもつながり生活費に課税するものです。また、大綱は、低すぎる所得税・個人住民税最高税率には手をつけず、相続税も基礎控除を 40%引き下げ最高税率引き上げは小幅に留めました。証券優遇税制の延長を含め低中所得者・小中資産家に負担を押し付け、高額所得者・大資産家優遇を温存するものです。

また、重要なことは、大綱が「納税者権利憲章」を策定するとしていることです。「権利憲章」は、すべての国民が基本的人権を保障され誠実な納税者として尊重されるものでなければなりません。その制定は、国税庁任せでなく、広く国民の意見を聞き、国会の審議を通じて制定されなければなりません。徴税体制強化につながるものであってはなりません。

「デフレ脱却と雇用拡大」を標榜する「2011 年度税制改正大綱」の実態は、一層の庶民増税を進める一方、大企業、高額所得者・大資産家優遇の税制を維持強化し、消費税増税に直結するものです。私たちは、これに強く抗議し撤回を求めるものです。

2011 年 12 月 17 日

全日本年金者組合

中央執行委員長 篠塚多助